

# 令和2年度 指定管理者評価結果票

所 管 課	高齢福祉課
評価対象期間	R2.4.1～R3.3.31

## 1 基本情報

施設概要	名 称	岐阜県立寿楽苑		
	所在地	岐阜市中2丁目470番地		
指定管理者	名 称	社会福祉法人岐阜県福祉事業団		
	構 成 員	—		
	所在地	岐阜市下奈良2丁目2番1号		
	指定期間	H28.4.1	～	R3.3.31
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の管理に関すること。</li> <li>・老人福祉法第20条の5の規定により施設介護サービス費の支給に係る者等を入所させ、養護すること。</li> <li>・老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業及び同条第4項に規定する老人短期入所事業を行うこと。</li> <li>・その他</li> </ul>			

## 2 利用状況を把握するための指標

指標	利用者数 (単位:人)
H30	35,957
R1	34,831
R2	34,484

## 3 令和2年度の収支状況

(単位:千円)

収 入 計	420,343
利用料金	417,611
指定管理料	0
そ の 他	2,732
支 出 計	439,433
人 件 費	304,183
施設管理費	118,580
そ の 他	16,670
差 引	▲ 19,090
納 付 金	0

## 4 前年度の評価員会議の主な意見及び対応

前年度の評価員会議の主な意見	対応状況
・看取りについて、協力病院とさらなる連携を図り、具体的な事例を挙げつつ施設でも看取りができることを伝えていくことが必要である。	・長期入院者には病院の医療ソーシャルワーカーを通じ、カンファレンスへの同席を依頼し、施設での看取りについて情報提供を行った。また、看取りのパンフレットを活用し、契約時に情報提供や説明を丁寧に行った。
・感染症対策として、利用者に発熱があった時点で、速やかに防護服やフェイスシールドが着用できる体制が整っているか。	・感染防具物品の保管場所を周知し、使いやすく分かりやすいように整え、着脱方法など実践に添った研修を行うことで感染症対策を強化した。

## 5 評価員会議による評価結果

評価項目	評価点 (平均点)	評価員の主な意見
管理基準の充足状況	4.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の老朽化によって改修が必要になるが、点検・保守や修繕等が計画的に行われており評価できる。</li> <li>・各種規程の整備、適正な人員配置が行われており評価できる。</li> <li>・育児や介護を家庭で抱えている職員にとっても働きやすい職場環境の整備が望まれる。</li> </ul>
設置目的の充足状況	4.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所条件に制限を設けることなく、重度で困難な方の受け入れ事例も見られるなど、努力が認められる。</li> <li>・広報について、こちらからの発信だけでなく、様々な意見をホームページ等で募集し、それを質の向上に役立ててはどうか(介護・悩み相談コーナー、コールセンター設置等)。</li> </ul>
公共性の確保の状況	4.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チューター制度によって震災職員の教育がスムーズに進んでおり評価できる。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策は長期にわたることが見込まれるが、施設独自の新たな対策などはあるか。また、職員が感染症対策についての講習会に参加することなどにより、知識を習得しているか。</li> </ul>
経営状況	3.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営の安定を目指して空床の解消など努力がみられる。</li> <li>・業務内容に応じた柔軟な職員採用として高齢者や障がい者の雇用促進が期待される。</li> <li>・業務の見直し、ロボットの導入など省力化・合理化に努めてほしい。</li> </ul>
派生的効果	4.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍で全体研修や公開講座等外部との交流は出来なくなったが、各部署で行事等が開催され新しい生活様式として工夫されており評価できる。</li> <li>・コロナ禍でボランティアや実習生の受け入れが困難な中で方策はあるか。</li> </ul>

### <評価基準>

5	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされており、かつ特筆すべき実績・成果を上げている
4	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされている
3	協定書等に基づき、適切な管理運営がなされている
2	協定書等に基づき、概ね適切な管理運営がなされているが、一部に更なる工夫や改善を要する
1	改善を要する

## 6 県による評価結果

最終評価	評価の考え方
S	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意欲的に施設運営に取り組んでおり、指定管理者として県から要求されている水準の経営について、優れた管理運営が行われている。</li> </ul>

### <評価基準>

S	優れた管理運営がなされており、かつ十分な実績・成果を上げている
A	優れた管理運営がなされている
B	適正な管理運営がなされている
C	改善を要する